

沖縄県看護師等誘致支援事業について

県内離島の民間の医療機関等において、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに、沖縄県外から看護師等を誘致した場合、予算の範囲内で、当該看護師等の就業に要する経費を補助します。

★就業に要する経費の例： 赴任旅費、就業助成金・奨励金等

※詳細は交付要綱・実施要領をご確認ください。

○2人以上世帯 … 40万円

○単身世帯 … 20万円

※1割は雇用主（医療機関等）の負担



誘致する看護師等の条件

※以下の項目に全て該当すること

- 看護師、保健師、助産師、准看護師の資格を有している者。
- 沖縄県内離島に移住する直前に沖縄県外に在住していた者。
- 沖縄県内離島の医療機関等に看護師等として就職する者。
- 沖縄県内離島の医療機関等で週30時間以上かつ1年以上勤務する者。

お問い合わせ先

沖縄県保健医療総務課 看護班

TEL：098-866-2169

